

我が国における漂流・漂着ゴミ問題について

平成19年4月
地球環境局環境保全対策課

1. 国内の漂流・漂着ゴミの状況

(1) 海岸に漂着するゴミ

- 日本の海岸への漂着量は年間約15万トンと推定
「日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査」(財団法人環日本海環境協力センターが実施。日本、中国、韓国、ロシアにおいて、沿岸の地方公共団体が実際の調査を実施)
- 外国由来と同定できる漂流・漂着ゴミの全体に占める重量割合は数%程度
(2003年度; 2.8%、2004年度; 8.0%、2005年度; 6.0%)
ただし、日本海沿岸地域等では、外国由来の割合が高い地域がある。
- 国内での発生については、河川経由のものが7~8割を占めるとの推定もある(NGO調査)。

(2) 医療系廃棄物の漂着

- 平成17年8月中旬頃より、日本海沿岸地域を中心として、医療系廃棄物が多数漂着。
- 回収された医療系廃棄物は、平成18年8月中旬から12月22日までに合計で約26,000点以上に上っており、うち約900点には中国語等の表記が見受けられた。内訳として、薬瓶(アンプル、バイアルを含む)が約17,000点、注射器が約6,700点となっている。

2. 関係各省の取組の推進:「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」

- 構造改革特区第8次提案として、長崎県及び長崎県下の市町から漂流・漂着ゴミに関する取組の強化が要望されたことを受け、漂流・漂着ゴミに関する実効的な対策を政府として検討する体制を確立するため、関係省庁の局長級による「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」を平成18年4月に設置。
- 同会議は、3月1日までに4回開催されており、政府の概算要求の内容のとりまとめや、地方公共団体における漂着ゴミについての取組状況に関するアンケート調査の結果の紹介等がなされた。3月1日に開催された第4回の会議において、当面の施策のとりまとめが行われた。

3. 環境省の主な予算（平成 19 年度予算政府原案）

(1) 災害廃棄物処理事業費補助金（漂着ゴミ処理事業分）平成 19 年度 100 百万円

- 災害以外の事由による海岸への大量の廃棄物の漂着についても、市町村が行う当該処理事業を補助対象とする（海岸保全区域外を対象）。

(2) 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 平成 19 年度 350 百万円

- 漂流・漂着ゴミについて、海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル海浜を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討。また、NGO等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討。
- モデル海浜は、全国で 7箇所程度を想定。
- 民間委託調査（競争入札予定）

4. 國際的な取組

(1) 日中韓三カ国環境大臣会合

2006 年 12 月に開催された第 8 回会合においては、北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) の枠組みにおける三カ国共同の取組を歓迎するとともに、さらなる協力が必要であるという認識を共有した。

(2) 北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)

NOWPAP においては、2006 年から海洋ゴミに関するプロジェクトを実施しており、ワークショップ等の開催、モニタリングガイドラインの作成、地域行動計画の作成、クリーンアップキャンペーンの実施等を行っている。

(参考資料1)

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ（概要）

平成 19 年 4 月
漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議

1. 経緯

- 近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などの深刻化が指摘されている。
- このため、平成 18 年 2 月に「構造改革特区の第 8 次提案に対する政府の対応方針」が決定され、同年 4 月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」（以下、「対策会議」という。）が設置された。
- 対策会議は、平成 18 年度末までに 4 回開催され、
 - ・ 漂流・漂着ゴミに係る平成 19 年度予算の取りまとめ
 - ・ 地方公共団体の取組状況に関するアンケート調査の実施
 - ・ 国及び地方公共団体の取組に関する情報交換を行うための会議の開催等を行った。
- 対策会議がとりまとめた、各省が実施する平成 19 年度以降の施策については、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策について、新規予算の獲得及び既存施策の拡充等が図られており、これら施策の効果的な実施により、これまで以上の対策の進展が期待される。その一方で、今後解決すべき問題も残されている。

2. 漂流・漂着ゴミ問題の現状

- 国内の海辺の漂着物量の概算： 約 15 万トン／年
(平成 12～17 年度の漂着状況調査結果から、財団法人環日本海環境協力センターが試算)
- 海外由来と推察される漂着物（平成 17 年度：財団法人環日本海環境協力センター調査）
全国平均で、重量比で 6%、個数比で 2%

3. 漂流・漂着ゴミ問題に対する国の取組の推進

(1) 政府としての漂流・漂着ゴミに対する基本的な方針及び関係者の責務

- 国としては、漂流・漂着ゴミに関し、「状況の把握」、「国際的な対応も含めた発生源対策」、「被害が著しい地域への対策」それぞれを推進していくことが必要。また、これら施策の効率的な実施にあたっては、関係省庁が連携して取り組むことが不可欠。
- 漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要。
- 実態把握及び各種対策の実施結果等を勘案し、必要な対策の拡充の検討が必要。

(2) 平成19年度以降の当面の施策

- 状況の把握
日本周辺の海上漂流物目視観測、一般市民を対象とした漂着ゴミ分類調査、予測モデルの開発等を実施する。
- 国際的な対応も含めた発生源対策
河川等に捨てられたゴミが海域へ漂流することを防ぐため河川管理者による監視等の施策を行う。また、関係省庁で海面に浮遊するゴミや油の回収及び予測技術の研究開発、漁業系資材のリサイクル技術の開発・推進、漁場の堆積物の除去、容器包装廃棄物の排出抑制の促進等を行う。さらに、関係国間の政策対話の推進、関連国際プロジェクトへの積極的参画等を進める。
- 被害が著しい地域への対策
海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な漂着ゴミについて海岸管理者が緊急的に行う処理や、海岸保全区域外に大量漂着した廃棄物について市町村が行う処理等について、それぞれ国は補助を行う。また、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援する。さらに、頑張る地方応援プログラムにより漂流・漂着ゴミに関する活動等環境保全プロジェクトに取り組む地方公共団体を支援する。

海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル海浜を選定し、漂着ゴミの発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討し、NGO等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討する。また、海岸に漂着する医療系廃棄物や信号筒などの危険物に対して、海岸を常に安全に利用で

きるように適切に管理するための対応方針を策定する。また、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施する。

漂着ゴミの処理に係る技術として、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行う。

4. 今後の課題

- 漂流・漂着ゴミへの施策を着実に実施するとともに、施策実施の状況及びその結果について、フォローアップが必要。
- 国、地方公共団体、民間団体・研究者等の関係者間の連携の強化が必要。
- 漂流・漂着ゴミに関する様々な指摘についての整理を行い、国と地方の役割分担のもと、発生源責任を含めた支援制度の整備など抜本的な漂流・漂着ゴミの処理等にかかる体制の確立について、今後とも、検討が必要。
- 発生源対策として、関係省庁連携した調査の実施、一人一人が発生源とならないよう国民への情報提供及び普及啓発が必要。

平成19年度漂流・漂着ゴミ対策関連予算政府原案とりまとめ

1. 【状況の把握】

①北西太平洋海域等における海上漂流物目視観測			継続	【気象庁】
平成19年度政府原案	予算措置無し（海洋汚染防止対策の一環）	平成18年度予算額	予算措置無し（海洋汚染防止対策の一環）	
(内容) 北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施している。				
②一般市民への海洋環境保全思想の普及を目的とした漂着ゴミ分類調査			継続	【海上保安庁】
平成19年度政府原案	予算措置無し（海洋汚染防止対策の一環）	平成18年度予算額	予算措置無し（海洋汚染防止対策の一環）	
(内容) 一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、平成12年より漂着ゴミ分類調査を実施している。				
③漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費			継続	【環境省】
平成19年度政府原案	17百万円	平成18年度予算額	17百万円	
(内容) 漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等をもとに、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を進める。				

2. 【国際的な対応も含めた発生源対策】

(1) 国内での発生抑制の取組（漂流ゴミの回収対策を含む）

①航行船舶の輻輳する海域における浮遊ゴミや油の回収			継続	【国土交通省】
平成19年度政府原案	港湾整備事業（国費） 234,110百万円の内数	平成18年度予算額	港湾整備事業（国費） 242,084百万円の内数	
(内容) 航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るために、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行う。				
②漂流ゴミの予測技術の研究開発			拡充	【国土交通省】
平成19年度政府原案	港湾整備事業（国費） 234,110百万円の内数	平成18年度予算額	港湾整備事業（国費） 242,084百万円の内数	
(内容) 海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進する。				